

徳島県告示第百九十三号

徳島県告示のうち規程形式をとらないものの形式を左横書きに改正する等の告示を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 この告示の施行の際現に制定されている告示のうち規程形式をとらないもの（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。
    - (一) 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
    - (二) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。
  - 2 1は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下この一において同じ。）及び様式並びに改正後告示において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
  - 3 既存告示において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他1及び2によることが適当でないと認められる表及び様式については、知事が別に定めるところによる。
- 二 1 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 表（別表を含む。次項において同じ。）及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに編、章、節、款、条、項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>二 既存告示の内容（表を除く。以下同じ。）を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>三 既存告示の内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>四 既存告示の内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>

五 既存告示の内容を第四次の段階で細分するため  
に用いられている文字及びこれを引用するために  
用いられている当該文字

左右を丸括弧で囲んだ五十音順  
による片仮名

- 2 1に掲げるもののほか、既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項（同項の表一の項から六の項まで、十九の項及び二十の項を除く。）から第四項までの規定の例による。
- 3 1及び2によることが適当でないとき、知事が別に定めるところによる。
- 三 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 四 改正後告示の様式に相当する既存告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。